

概要版

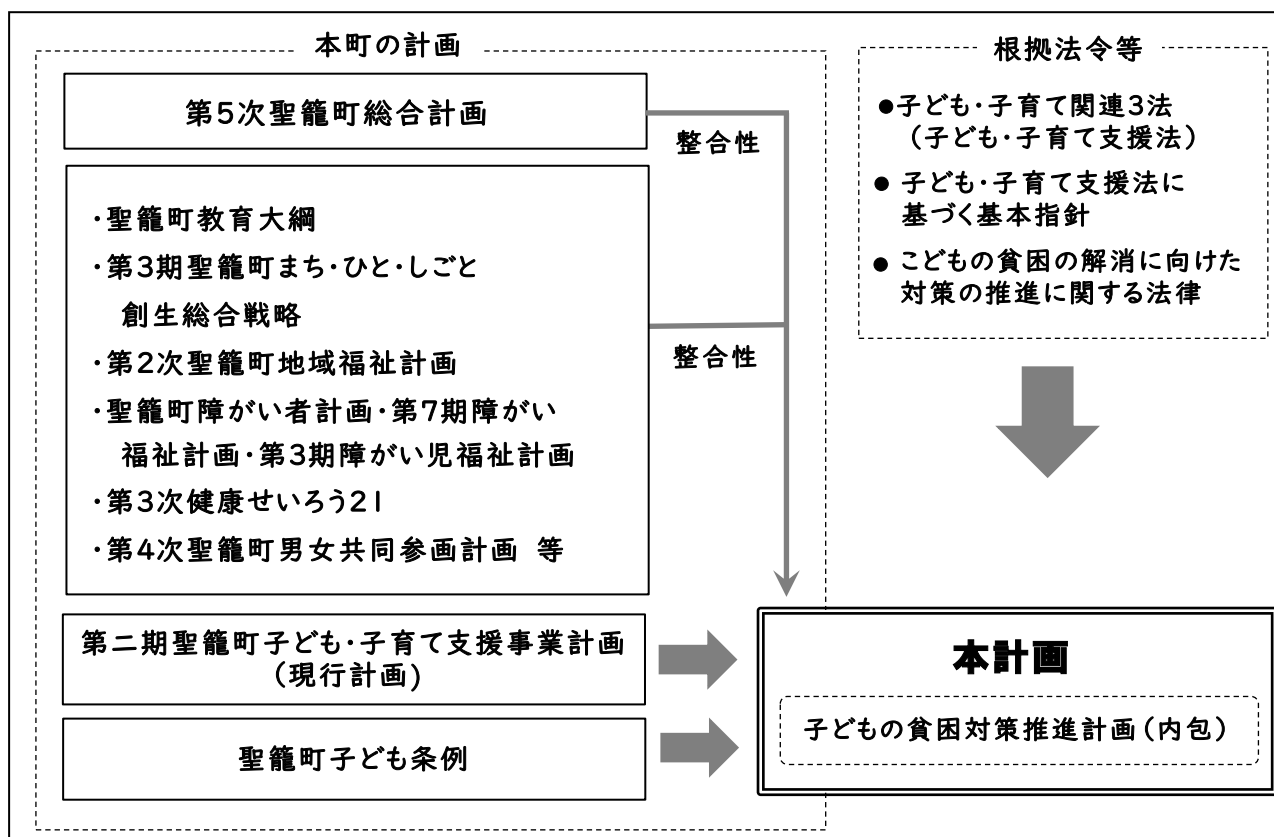
**第三期
聖籠町子ども・子育て
支援事業計画**

【令和 7 年度～令和 11 年度】

**令和 7 年 3 月
新潟県 聖籠町**

1. 計画の位置付け

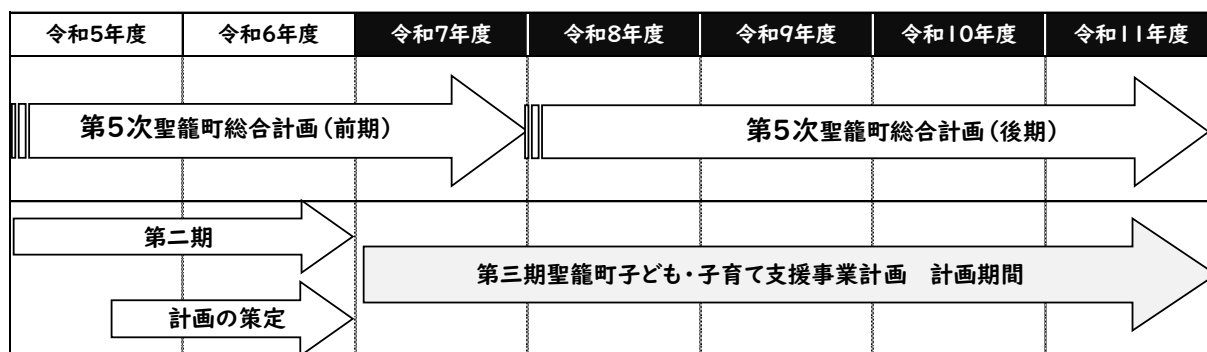
本計画は、子ども・子育て支援施策に関わる総合的な指針とし、「第5次聖籠町総合計画」を最上位計画とし、関連する大綱や計画等との整合性を図りつつ目的の達成を目指します。



なお、本町の最上位計画となる「聖籠町総合計画」は、第5次計画（後期）の策定を令和7年度に控えていることから、必要に応じて本計画を見直すこととします。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



3. 計画の概要

● 基本理念

子ども のびのび、
親 いきいき
安心のまちづくりをめざして

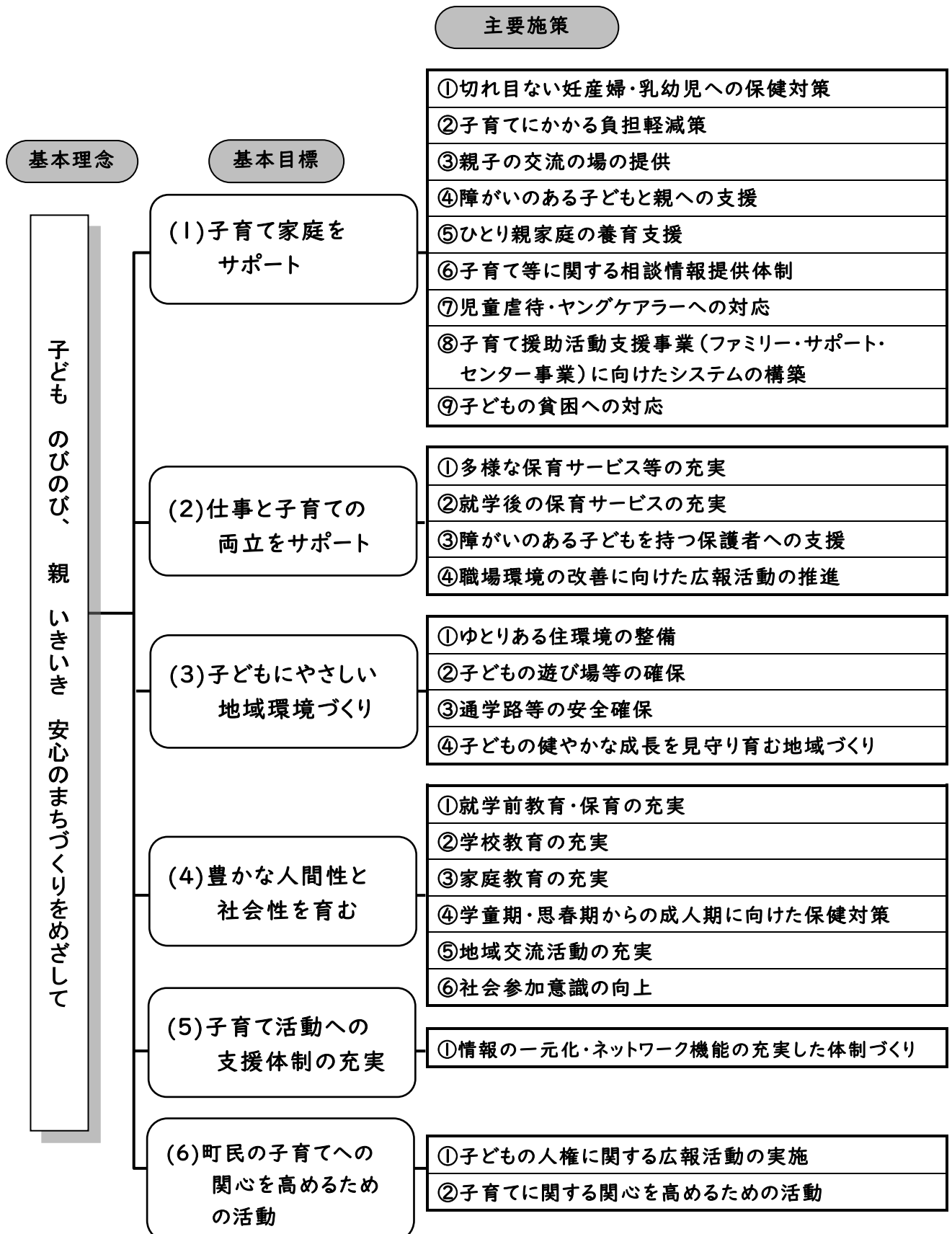
第5次聖籠町総合計画においては、「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」の基本理念に基づく本町の将来像として「未来を創る子どもの育成」を掲げ、激しく変化する社会の中で、信頼関係を結びながら世界の人々と協働して未来を創ることのできる子どもの育成を目指しています。

本計画の基本理念については、総合計画での「未来を創る子どもの育成」を基本とし、これまでの「子ども のびのび、親 いきいき 安心のまちづくりをめざして」の基本理念を継続し、本町の子育て支援施策を継承しつつ、町の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。

● 基本目標

- (1) 子育て家庭をサポート
- (2) 仕事と子育ての両立をサポート
- (3) 子どもにやさしい地域環境づくり
- (4) 豊かな人間性と社会性を育む
- (5) 子育て活動への支援体制の充実
- (6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

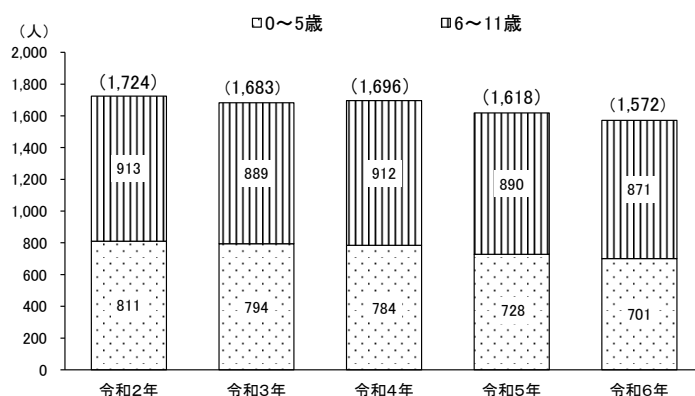
● 基本体系



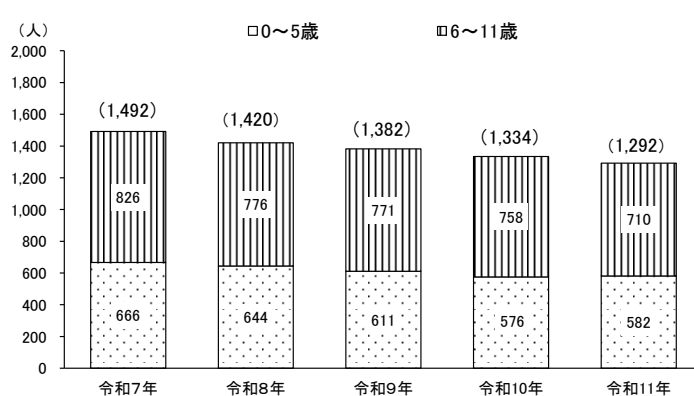
4. 聖籠町における子どもの人口の推移 (現状と将来推計)

子どもの人口は、令和2年からみると、0～5歳は、年々減少しており、令和6年は701人となっています。将来推計では、子どもの人口は今後減少していくことが予測されます。

【子どもの人口の推移】



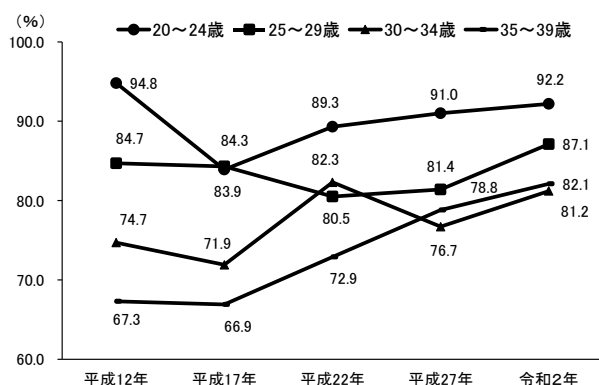
【将来の子どもの人口の推移】



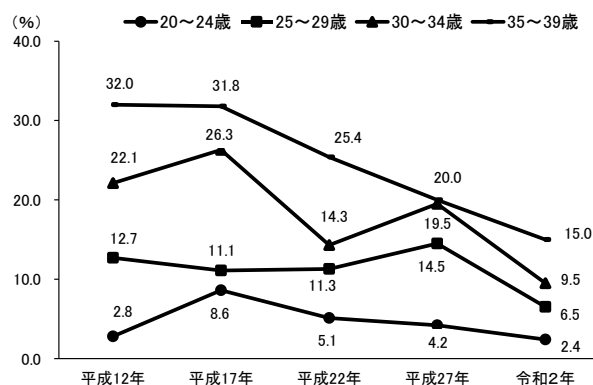
5. 女性就業者の状況

平成12年から令和2年の20～39歳までの女性就業者の就業形態の割合についてみると、「主に仕事」(フルタイム就業)については、特に25～39歳の割合が増加しています。一方、「家事のほか仕事」の割合については、減少しています。

【「主に仕事」の割合の推移】



【「家事のほか仕事」の割合の推移】



6. ニーズ調査の概要

【 調査目的 】

子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に給付・事業を実施することとされています。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を町が算出するため、町民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

【 調査内容 】

- ◆ 調 査 時 期 : 令和6年2月
- ◆ 調 査 対 象 者 : 聖籠町内在住の就学前（0歳～5歳）児童の世帯
 聖籠町内在住の小学生（1年生～4年生）児童の世帯
- ◆ 配布・回収方法 : 就園児童はこども園・幼稚園を經由して配布・回収
 未就園児は郵送による配布・回収
 小学校児童は小学校を經由しての配布・回収

7. ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て支援における課題のまとめ

- 地域全体での子育ての推進【基本目標（1）・（5）・（6）】
- 子育て家庭の保護者への就労状況への配慮【基本目標（2）】
- 幼児教育・保育の提供体制の見直し・確保【基本目標（2）・（4）】
- 子どもの居場所づくりについて【基本目標（2）・（3）】
- 特別な支援を必要とする児童及び家庭への対応
 【基本目標（1）・（4）】
- 子どもの人権を守るための対応【基本目標（6）】
- 子どもの貧困解消に向けた対応【基本目標（1）・（5）】
- ヤングケアラーに関する対応【基本目標（1）】

8. 子ども・子育て支援事業の実施

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を認定区分、年齢、教育・保育施設・事業ごとに設定します。

認定区分	対象年齢	保護者の 就労状況の例	保育の 必要性	教育・保 育の希望	利用できる町内の 教育・保育施設・事業
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳児	・専業主婦(夫) ・短時間勤務	なし	教育	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	3～5歳児	共働き	あり	保育	認定こども園
3号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	0歳児 1歳児 2歳児				保育園・認定こども園・ 企業主導型保育事業 (地域枠)

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本町では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり48時間としています。

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

計画年度 及び 認定区分	令和6年度（実績）					令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み	64	312	119	79	22	100	297	89	96	69	92	275	98	88	69
②提供量	121	315	119	105	64	121	304	118	114	72	121	304	118	114	72
②－①	57	3	0	26	42	21	7	29	18	3	29	29	20	26	3

計画年度 及び 認定区分	令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み	85	268	90	95	69	75	257	97	90	69	77	256	92	93	69
②提供量	121	304	118	114	72	121	304	118	114	72	121	304	118	114	72
②－①	36	36	28	19	3	46	47	21	24	3	44	48	26	21	3

※3号認定の提供量には、企業主導型保育事業の地域枠も含んでいます。

※せいら幼稚園では、保育の必要性がある子どもは1号認定に預かり保育事業を加え、対応しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

下記の事業について、量の見込みと確保の方策を定め、着実に実施していきます。

現在町で実施していない事業は、町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業	対象	該当する聖籠町事業等
①利用者支援事業	町内全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等	・こども家庭センター
②延長保育事業	0～5歳	・延長保育事業 (認定こども園、保育園)
③放課後児童健全育成事業	小学校1～6年生	・放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)
④子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～5歳	—
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで	・乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と思われる家庭	・養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業	0～5歳	・地域子育て支援拠点事業 (すくすくサロンさくらんぼ)
⑧一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	3～5歳	・在園児を対象とした預かり 保育事業
一時預かり事業(その他)	0～2歳	・一時保育事業(認定こども園)
⑨病児・病後児保育事業	0～5歳 小学校1～6年生	・病児・病後児保育事業 (あおい保育園)
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	—	—
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳 小学校1～6年生	—
⑫多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	—	—
⑬妊婦健康診査事業	妊婦	・妊婦健康診査事業
⑭子育て世帯訪問支援事業(新規)	妊産婦、児童とその保護者	—
⑮児童育成支援拠点事業(新規)	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等	—
⑯親子関係形成支援事業(新規)	児童との関わり方や子育てに 悩みや不安を抱えている保護者及びその児童	—
⑰妊婦等包括相談支援事業(新規)	妊産婦及びその配偶者等	・妊婦等包括相談支援事業
⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)(新規)	0歳6か月～2歳	—
⑲産後ケア事業(新規)	出産後1年未満の母子	・産後ケア事業

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<方向性>

児童福祉法の改正により「こども家庭センター」を令和6年6月1日に設置しました。本町においては、これまでも国に先駆けて、子育て世代包括支援センター（保健福祉課）と子ども家庭相談センター（教育未来課）を設置していました。

今後は、両組織による一層の協働と一体的な相談支援体制をもって「こども家庭センター」とし、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行います。

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の保育時間を超えて、保育所や認定こども園で保育を行う事業です。

<方向性>

保護者の就労時間やその他の状況を考慮し、保育時間を延長して保育を行うことで、今後も働く家庭への保育サービスの向上に努めます。

③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<方向性>

平成26年度に蓮野小学校区内、平成27年度に山倉小学校敷地内、平成28年度に亀代小学校敷地内に児童クラブを新設しました。

引き続き、小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、安全な保育の場を提供します。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

<方向性>

現在、子育て短期支援事業は行っておりません。今後は、町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

<方向性>

現在、生後4か月頃の乳児がいる家庭へ保健師が訪問を実施しています。今後においても、訪問時の子育て支援の情報提供や育児等に対する不安などの相談やケア等の充実を図り、子ども及び保護者への適切な支援の提供を行います。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

<方向性>

保健師やこどもソーシャルワーカーによる家庭訪問を通して支援が必要な家庭（要支援児童及び特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）の把握に努めています。今後も関係機関との連携強化を図り、訪問時の様子や地域からの情報等により柔軟に対応していきます。

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<方向性>

「そだちの家」で子育て支援センター〔すくすくサロンさくらんぼ〕を開設し、各種事業を実施しています。

今後も他団体と連携し、交流・育児相談・情報提供等の支援の充実を図ります。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育園で一時的に預かる事業です。

<方向性>

認定こども園では、在園していない乳幼児を対象に一時保育を実施しています。

町立幼稚園では、在園児を対象とした早朝・延長保育（預かり保育）を実施しています。預かり保育の時間は、町内の認定こども園・保育園の開所時間と統一しています。

引き続き、保護者の利便性を図るため、サービスの内容、利用相談についての情報提供を図り、サービス提供の推進を図ります。

⑨病児・病後児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合及び病後に家庭等で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

<方向性>

平成 28 年開業の「新潟聖籠病院」内に病児病後児の保育施設（あおい保育園）が開設されました。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

<方向性>

現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業は未実施です。今後は、町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑬妊婦健康診査事業

妊婦の健康を保持・増進し、疾病を早期に発見することを目的として、医療機関及び助産所において、妊婦に必要な検査・計測・保健指導を実施する事業です。

<方向性>

引き続き妊婦健康診査を医療機関に委託し、妊婦の健康を保持・増進し、疾病を早期に発見し、早期対応を図っていきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業（新規）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑮児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑯親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、個別のロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

⑰妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊産婦とその配偶者に対して、面談等を通じて妊婦の心身の状況やその置かれている環境などの状況を把握し、母子保健や子育てに関する情報提供、相談、その他の支援を行う事業です。

<方向性>

妊娠届時、妊娠8か月、2か月児訪問で保健師による面談を行い、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

保護者の就労要件等を問わず、月一定時間のなかで、0歳6か月～2歳の子どもを保育施設等で預かる事業です。

<方向性>

令和8年度からの本格実施に向けて町内の施設での受入体制の整備を図ります。

⑲産後ケア事業（新規）

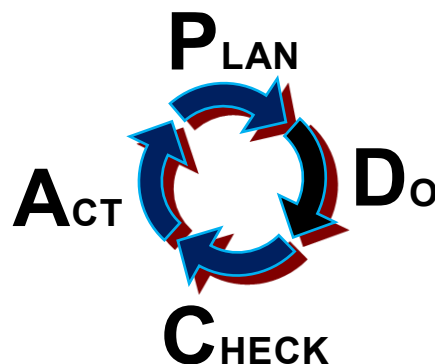
出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

<方向性>

医療機関等と連携して宿泊ケア・デイケアと、助産師による訪問ケアなど産後の育児支援や休養が必要な方へ必要なケアを行っています。今後も母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援していきます。

9. 本計画の推進体制

「聖籠町子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなどPDCAサイクルによる継続的改善の考え方に基つき、本計画の点検・評価・見直しを行います。



聖籠町教育委員会 子ども教育課

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電話 0254-27-2111（代表）

計画の本編は聖籠町ホームページでご覧いただけます。

URL <https://www.town.seiro.niigata.jp/>